

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和8年6月12日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則7—1）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第3号中「こと」を「こと。」に改める。

第1条の6中「前項の」を削る。

第3条の2第1項第4号中「前3号のに」を「前3号に」に改める。

別表第2の5中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「の呼出しに応ずる」を「へ出頭する」に改め、同表の11中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同表の21の(3)中「こと」を「こと。」に改め、同21の(4)中「若しくは」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。